

高砂町自治会会費規定

2021年4月25日制定

2022年4月24日改訂

高砂町自治会費を下記の通り定める。

1. 一般会員

会費は1年分を一括で集金する。

年度の途中入会および途中退会の場合は、月割で集金または返金する。

但し、入会及び退会時は所定の様式にて届け出を行うものとする。

年額4800円／世帯（月額400円）

2. 賛助会員

会費は1年分を一括で集金する。

年度の途中入会での集金および途中退会での返金はしない。

一口6000円（一口以上）

以 上

令和4年4月時点

No.	賛助会員名	金額
1	アビオン株式会社	12,000円
2	株式会社 翌松建設	12,000円
3	株式会社 常盤機工	18,000円
4	株式会社 日本伝統ビューロー（伝七邸）	12,000円
5	株式会社 三重ブレイブ	6,000円
6	コスモ石油株式会社（四日市製油所）	100,000円
7	高砂建設株式会社	30,000円
8	特別養護老人ホーム サテライトみなと	12,000円
9	藤枝商店	※3,000円
10	細川商事株式会社	12,000円
11	みなと在宅介護サービスセンター	12,000円
12	有限会社 山藤商会	12,000円

※ 藤枝商店について

高砂町にあるのは倉庫のみで、これまで会議用のお茶などの購入先であったが、藤枝商店さんの都合により、飲料の取り扱いが無くなったため、藤枝商店さんへのメリットが無く、会費を半額（1／2口）としている。

以上